

父

善嘉

子之七十九才

肥陽長崎略記

一長崎始之事

元龜二庚午年内町六丁を

建て始て異国商売の津

とす□是ハ去己巳年春

南蛮船はしめて当浦へ

入津に依てなり

此時領主大村民部少輔純忠

法名理專尤此前大村直澄

以来代々領し来れり

一長崎官地となるハ、天平十五

丁亥年太閤秀吉の代也

一同所奉行の始ハ、慶長八癸卯

権現様御代小笠原一庵始て

奉行として在勤、尤其前ハ

天正十六戊子年より秀吉

命して、鍋嶋加賀守・寺沢

志摩守慶長七壬寅年まで

これを作配せり

一唐船ハ寛永十二亥年他の

湊ハ御停止にて、当津へ向後

入津商売被仰付之也

一阿蘭陀船ハ寛永十八辛巳年

より当浦へ始て入津す

一長崎七口之事

・一ノ瀬口 謙早道

・西坂口

時津道

・西山口 浦上道

・清水口

茂木道

・大浦口 深堀道

・以呂林口

日見道

・茂木口 別茂木也

□諸方より入口也、以前も着

□の節ハ、奉行にかはりて

大村家度々長崎警固を

相勤、七口に番所を構へて

勤番す

一長崎広狭之事

・長崎御領村々共二高或千六百石

・同所浦口西ノ方幸崎迄一里也

・同所町内広狭

東西 九百七拾七間也

南北 五百廿二間也

一同所町数・八十町

・内町 廿六町

・外町 五拾四町

一ヶ所 三千六百十ヶ所

ヶ所□は古来の町屋敷也

町役勤るにも又配当銀等

被下にも、屋敷間口広狭

には無御構、一ヶ所に何程

と定る也

一龕数 一万千三百卅軒余

一寺数 四十ヶ寺

・唐寺 三ヶ所

北州 南京

漳州 南京

・崇福寺

・興福寺

・福濟寺

・禪 淨土

・曉臺寺

・大音寺

法華

・本蓮寺

一社数 十三社

御朱印地 一社

・諏訪大明神 神主 青木



一橋数 大小 四十四

内廿七 石橋

十七 板橋

一御番所之事

・西泊御番所 戌ノ方 長崎より廿丁

・戸町御番所 申ノ方 同 十八丁

右両所寛永十六己卯年建始

慶安四辛卯年より佐賀・筑前

隔年二勤番す

一・矢筈岳 同所遠見

・野母遠見 放火山遠見

・湯ノ町波止 觀音崎遠見

右六ヶ所之番所ハ長崎の
町中より勤番す

一石火矢場

・幸崎 長崎御領 大當 同ス、レ石片出

・女神崎 大村領 白崎 同

・高鉢 佐賀領 長刀岩 同

・陰ノ尾 同

右七ヶ所 承応三甲午年依
台命松浦肥前守築之

一 黒田家・鍋嶋家 □ 番所 (勤ク)
 . 幸崎 . 女神崎
 . 白崎
 右三ヶ所也
 . 大當 . 高鉢
 . 長刀岩 . 陰ノ尾
 右四ヶ所ハ非番所也
 一 番船之事
 早船 一艘 松平主殿頭
 但五月迄八月迄出置之
 同 二艘 細川越中守
 但九月迄四月迄出置之
 一 公儀御船數
 . 六十挺立 一艘
 . 五十挺立 一艘
 . 四十六挺立 一艘
 . 四十二挺立 一艘
 . 十六挺立 二艘
 唐船造 二艘
 八挺立 二艘

右、常ハ馬込の御船藏ニ有
 御船藏ハ寛文十庚戌年
 依台命松平右衛門佐造

嘗之

一 出嶋之事 阿蘭陀居之

惣坪数 三千六百五拾一坪四合四夕

右ハ寛永十三丙子年南蛮人

町宿并町中往来を御停止

有之、出嶋に因マル、此時節ニ

□ (長ク) 嶋町人共出嶋に町屋敷を

願而、普請家作等町人共造ル

寛永十五戊寅年迄三ヶ年

南蛮人住居して商買す

同十八辛巳年以來阿蘭陀
 人の園地となれり

一 十善寺之事 唐人居之

惣坪数 八千十五坪

長屋数 十九軒

□ 数合 四百五十間

但三間梁 □ (祭ク)

唐船一艘の乗組に三間梁二
九□宛の部屋を□す也

右元禄元戌^度_巻戌年御菜園を

変して唐人小屋ニ被構

此前ハ唐人共町宿之廻

是よりして町宿之義

御停止也

一長崎奉行之事

鍋嶋加賀守

右太閤秀吉代天正十六戊子

年より同十九辛卯年迄

四年預之支配す、此節ハ

大村丹後守も立合諸用弁フ

寺沢志摩守

右同代文禄九壬辰年より

慶長七壬寅年迄七ヶ年

小笠原一庵

権現様御代慶長八癸卯年

より同十乙巳年まで三ヶ年

勤之、夫より長谷川佐兵衛

同権六郎・水野河内守・竹中
采女正迄ハ各一人宛にて

相勤来れり、寛永十癸酉

年に至而曾我又左衛門

今村傳四郎被

仰付之、自是奉行兩人

して勤之事ニなる也

常憲院様御代、川口源左衛門

延宝八庚申年より元禄六

癸酉年迄十四ヶ年勤之

三度にいたりて源左衛門事

被任諸大夫、号摶津守也

江戸町奉行被 仰付候、其跡へ

大沢左兵衛被 仰付、此節

始而長崎奉行三人ニ成也

其三人ハ山岡対馬守・宮城

越前守・大沢左兵衛也、自今

奉行交々二人宛長崎表ニ

可相勤旨被 仰出候

同御代元禄十三庚辰年

此節近藤備中守・丹羽遠江守

□嶋肥前守三人相勤候處二
(天)

林土佐守被仰付之、是より
以来奉行四人ニ成り、兩人宛
長崎□在勤せり

文昭院様御代正徳三癸巳

年より此節佐久間安藝守

駒木根肥後守・久松備後守・大岡

備前守四人相勤候處、安藝守

依願御役御免、是より

奉行又三人ニ成ル、新規ニ

為御目付石河三右衛門長崎ヘ

罷越三右衛門御使番也、同五乙未

年三右衛門為代、大久保一郎右衛門

罷越御役料千五百俵ニ而

一ヶ年宛御使番之内

相勤候處

当御代二至享保六辛丑年

以来御目代相止、奉行八

正徳四甲午年已後又二人ニ

相定、一人宛長崎ニ在勤也

當時 石河土佐守

日下部丹羽守

一奉行ヘ八朔礼物一人前

銀百拾五貫目程

但年々不同

一諸役人之事

御用物役 高木作右衛門

右代物替等八町年寄之内

□人宛相加リ勤之

町年寄六人

右之外町中小役人共

三百二人

一出嶋役人

ヲトナ

乙名

通詞目付

二人

大通詞

四人

小通詞

四人

稽古通詞

十人

内通詞頭

十二人

・内通詞	九十四人
・医師	四人
右之外二小役人	百三拾五人
一十善等役人	三人
・乙名	
・通詞惣頭	
・通詞目付	二人
・大通詞	四人
・小通詞	四人
・稽古通詞	十人
右之外小役人	二百五十一人
一阿蘭陀之事	
慶長五庚子年エゲレス	
阿蘭陀相合ニ船を催し	
泉州堺浦へ入津す	
権現様上意にて江戸へ	
乗まはす処ニ浦川口ニ而	
破損す、然ども不残江戸へ	
至り日本渡海之儀	
御免許を蒙り、松浦式部卿	

法印夷狄支配被	命、其後平戸ノ内河内
	といふ所へ入津商売す
元和八壬戌年々エゲレス	中絶せり
一阿蘭陀幕下之国	
セイラント	クルウネケ
ウイタニキト	ヲウルイセル
フリインラント	ヲランダ
マラアカ	
凡七ヶ国也	
一阿蘭陀人質之事	
寛永五戊辰年日本ノ商船	
臺灣にて口論す、依之	
日本船を留置其意趣	
にて阿蘭陀大将を策り	
人質に擒とす、阿蘭陀	
種々詫言申ニ付而子と	
取替て長崎へ連来る	

太郎左衛門頭人にて生捕也
名はコベルトウルといふ
夫より今ニ至てカビタン
一人宛質に残して江戸へ

一阿蘭陀獻上物 品八年々差別有

- ・ 銀高千枚程
- ・ 同五貫目程
- ・ 同式貫目程
- ・ 御役人中へ

一 阿蘭陀商買貞享二乙丑年
以來銀高三千貫目御定

・口銭とは、端物并荒物代

銀十貫匁二五百目ノ口
錢かゝる也、此銀通詞其外

役人とも役料二被下之

其余八寺社へ被下也

商人より六拾匁ニして

納る阿蘭陀人には
六拾八匁にして渡る三付
金壺両に八匁宛ノ殖へ
銀有之を長崎町中へ
これ被下也

花銀とは出嶋役人共
骨折料に出る銀をい
則出嶋諸役人にこれ
被下也

一 阿蘭陀人壹ヶ年に諸色

・ 銅時繪道具 漆物
・ 縫物 伊万里焼物 品々

右買物銀高合弐千五百
六拾弌貫九百三拾匁程

唐人之事

唐船日本へ來り始も年
数不知之、往古より來着

數不知之 往古より來着

して商買せしと見へたり
 一寛永十二乙亥年他之湊入
 津御停止にて、以来長崎へ
 入津いたし商買可仕旨
 被仰付之

一貞享二乙丑年唐船七十艘
 入津御定

一元禄十一戊寅年長崎惣町ノ
 数八十町有之候へ者、唐船
 七十艘にて八十町の附船
 不足にて町人共難儀之由
 相願候二付八十艘二被
 仰付之

一異国商買之事
 最初ハ諸色相対之商買
 なり、長崎之町人共幸崎へ
 出向唐人に約束して勝手
 次第船宿す

一慶長八九年之比小笠原一庵
 奉行たりし時黒船白糸

大分積来ル処二買□無之
 此故ニカ。ビタン願ニよりて商
 人分限ニ応し割符被
 仰付之

一元和元乙卯年通詞共唐
 人より礼物を取、其節ハ
 切支丹転ビ之者御褒美
 として船宿被
 仰付之、荒物一割、端物ハ
 一端二銀壹匁宛宿へ口銭
 出せり

一竹中采女正奉行たりし時
 唐船入津・帰帆二証文始
 曾我又左衛門・今村傳四郎代二
 荒物五分、端物一端二五分宛
 船宿口銭二出す

一寛永十八辛巳年奉行馬場
 三郎左衛門代二船宿之口銭
 三貫匁二極り、残ル銀八町
 中へ配当二成ル

- ・明暦元乙未年黒川与兵衛代
差宿口錢壹貫五百目ニ極ル
他国へ漂着入津之時船宿
へ書付して唐人差出ス
文字書違ハ町順番ニわり
付ケニ成ル、是をフリ船と
いふ也
- ・承応三甲午年黒川与兵衛代
白糸割符転して又相対
買に成ル
- ・寛文六丙午松平甚三郎
河野權右衛門奉行ノ時、唐船
差宿御停止ニ而順番船
宿極る
- ・同十一辛亥年牛込忠左衛門代
貨物商買ニ成ル、是ハ唐人
積米ル諸色、京・江戸・大坂・堺
長崎五ヶ所之商人共直段を
立テ買取、諸国之商人共
入札にて買、其利潤を貨
にて年番被

物と云、諸国貨物取中ニ
被下之

・貞享二乙丑年川口源左衛門代
貨物・破レ糸ノ類、先規の
如ク相対商買ニ成ル、壹高
阿蘭陀五万両、唐人拾万両
都合拾五万両、銀にして
九千貫目也

・同 九丙子年唐人六千貫目
(元様力)

・壳高ノ外ニ五貫目代物替
伏見屋四郎兵衛被
仰付之、翌十丁丑年右
代物替長崎町中ニ被
仰付之、利金凡四万五千
両内三万五千両八
公儀へ上り、壹万両八長崎町
中ニ被下之、此支配高木
彦右衛門并年寄中三人

仰付之

- 一異國より日本へ持渡候物二
 御停止之品
- ・切支丹書類一切
 - ・毒薬一切
 - ・薬三不成草木
 - ・生類
 - ・小間物道具
 - ・金糸
 - ・阿蘭陀曲物
 - ・珊瑚珠
 - ・タンカラ
 - ・丹土
 - ・伽羅皮
 - ・ヒヨンカツ
 - ・衣類三不成織物
 - ・惣而覗之類
 - ・御紋
 - ・武具之類
 - ・御停止之品

- ・武者絵
- ・日本ノ絵図
- ・絵入ノ源氏
- ・毒薬一切
- ・ヤツコ喧嘩人形
- ・絹 加賀絹 羽二重
- ・センジ織
- ・綿織之類
- ・真綿
- ・木綿 繰綿織木綿共
- ・布
- ・麻苧
- ・漆
- ・油
- ・酒 但酒油御免
- ・右ノ内絹 加賀絹 羽二重
- などハ壳渡候由也
- 南蛮船來始并御停止之事
- ・天正十五庚卯年南蛮國ノ船
(文力)
(ニカ)
- 始て薩摩國種ヶ嶋ニ來ル

- 其後諸国浦々へ漂着ス
- 元龜元庚午年長崎浦へ始て
- 入津、寛永十六己卯年迄二凡
- 六十九年が間毎年長崎へ
- 入津して商買す
- 慶長十五庚戌年有馬修理丞
- 故ありて黒船一艘神ノ嶋
- にて焼キ沈む
- 同十九甲寅年 上使山口駿河守
- 長崎へ到着、邪徒を禁し彼
- 地之切支丹寺を鍋嶋・寺沢
- 松浦・有馬・大村家二被
- 命て悉破却せらる
- 同年黒船二伴天連乗来ル
- 事御停止也、商買之儀ハ
- ガレウタ作之船五六艘二て
- 可渡海之旨被 仰出之
- 寛永十一甲戌年日本人異国
- 渡海御停止
- 同十三丙子年南蛮人町宿

御制禁にて出島二囲まる
又日本にて 彼国ノ者持
たる子共諸国より集る所
都合式百八十七人南蛮国へ
御追放、世ニ是を力スダ渡
といふ

- 同十六己卯年南蛮船日本へ
渡海之儀厳密ニ御制禁
- 此時 上使大田備中守
- 一南蛮船御停止以後長崎へ入
津三度之事
- 寛永十七庚辰年五月十七日
- 南蛮国使船一艘長崎入津
- 乗組七十四人之内六十一人ハ
六月十六日斬罪、残ル十三人ハ
唐船より返シ、船ハ長崎ス、レ
にて焼沈む
- 上使 加々爪民部
- 正保四丁亥年六月廿八日使船
式艘入津、近国之諸将□レ之

軍監松平隱岐守也、八月四日

帰帆す

上使 井上筑後守

・貞享二乙丑年六月二日南蛮
国の船壹艘長崎入津、是ハ
伊勢国之者拾式人強風二

あひ阿漢マロへ漂着す、依之

一蛮船之外異国船入津の事
送り来ル也、八月朔日帰帆

明暦二丙申年五月十七日暹羅シャム

金札船一艘入津、八月廿九日
帰帆す

・万治元戊戌年六月廿四日国
姓爺センヤが使船一艘入津、使者

鎮東將軍副使秀忠コク軍

九月十二日帰帆

・延宝元庚巳年五月廿四日
エゲレス船一艘入津、七月

廿六日帰帆

・同八庚申年日向国伊東

出雲守領内へ漂着する所の
バタ二船、六月十七日長崎へ
差越、乗組十八人之内十二人
病死、残ル六人九月廿七日に
阿蘭陀船ジャガタラより咬噛吧マハまで

送り届らる

・宝永五戊子年八月廿七日大隅
屋久島へ南蛮船一艘漂着
異人イジンを揚置出帆す、同年
十一月薩州より長崎へ届らる
翌年の秋右之異人江戸へ

出る、イタリア国ロウマといふ所の出家也、首ニ横文字の
書物八冊并印子小判なども
所持之由

·崇明	ツヨンミン	二百五十里	太泥	タアニ	二千二百里
·普陀山	ホウトウセン	同	六鼎	ロツクン	同
·白州	ハイジョウ	同	末居□	ツンクワウ	同
·舟山	ツウサン	三百三十里	万丹	パンタン	三千四百里
·宁波	ニンボウ	三百六十里	麻六甲	マロカ	同
·温州	ツウゾウ	同	阿蘭陀	ヲランダ	同
·沙埋	サーメイ	三百三十里	東京	トンキン	同
·福州	ボクチウ	五百里	浙江	シエカン	同
·廈門	エムン	六百六十里	北京	ホツキン	同
·泉州	センチウ	五百七十里	南京	ナンキン	同
·漳州	チャグチウ	六百三十里	廣東	カンド	或二千四百里
·臺灣	タイハン	八百里	福建	ホツケン	或二千四百里
·高州	カウチウ	六百三十里	咬啞吧	ジャガタラ	或二千四百里
·廣南	クハシナン	八百二十里	·	マロカウ	或二千四百里
·占城	チャンパン	千四百八十里	·	シャムロ	或二千四百里
·東浦塞	タンボウチャヤ	千七百里	·	フサンカイ	或二千四百里
		千八百四十里			或二千四百里
已上					